

令和4年10月定例総会議事録

- 日 時 令和4年10月18日（火） 午前9時30分～午前11時17分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第4条による届出
 - 第2号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転
 - 第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定
 - 第6号議案 非農地通知について
 - 第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）
 - 第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出
 5. 閉 会

午前 9 時 30 分 開会

○会長

皆さん、改めましておはようございます。最近の新聞報道等を皆さん御存じと思いますが、円安が続いて物価の高騰ということで、農業資材も大分高騰しているようでございます。今後の農家経営にも大分心配なところがございますので、農家の方も、私も同様ですが、頑張っていきたいと思っております。

また、稲刈りも早期、中期ということで、稲刈りも中盤にかかったようなところが多いようでございます。収穫面も、台風もさほど影響なかったかなと思っておりますので、収量も最高に見込まれるのではないかなと思っております。

また、寒くなりました。皆さん、体には十分注意して農作業等にも留意していただきたいと思っております。

それでは、先ほど報告がありましたとおり、本日の出席委員は24名で定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和4年10月定例総会を開催します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出8件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知20件、報告第3号 使用貸借解約通知3件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出2件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出9件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請8件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請3件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請23件、第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転8件、第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定124件、第6号議案 非農地通知について13件、第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）22件、第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出3件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は10月7日、北部は10月11日に行っております。

また、調査会については、南部が10月12日、北部が10月13日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、16番委員の松尾委員、17番委員の平尾委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた議案書18ページ及び19ページ、並びに22ページから25ページ、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番から4番まで及び審議番号17番を除く審議番号14番から20番までの審議結果について、私から報告いたします。

令和4年10月17日に開催された第79回常設審議委員会において、佐賀市から意見を求めた農地法第5条関係については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から8番までの8件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページから8ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～20

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から20番までの20件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書9ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3

○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書10ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2

○会長

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページから13ページまでをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から9番までの9件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書14ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、競売の案件です。

この案件については、農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページ及び15ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

2・3・4・5・6・7・8

○会長

審議番号2番から8番までの7件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号5番を除く、審議番号2番から7番までの5件は普通売買の案件、審議番号5番及び8番の2件は贈与の案件です。

審議番号3番について、申請人は、申請地の近隣で保育園を運営しており、子どもに農業体験をしてもらうための農園として購入したく申請されたものです。

また、審議番号7番について、申請人は申請地の近隣に居住していますが、譲渡人から宅地とそれに付随する農地を購入して欲しい旨の申出があり、申請されたものです。

なお、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この7件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この7件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

審議番号の3番の農業体験でございますけれども、面積を見ますと2反6畝ほどあります。園がこのような大きさ、面積を管理できるものかちょっと心配で質問しました。実際は、誰か農業経験者がお手伝いをしてされるものか、その辺をお聞きしたいと思います。

○会長

はい、事務局。

○事務局

理事長も農業者であって、農地を持っていますので、農業経験はあります。そのほかに、地元の人などと一緒に、今実際ここは甘柿が植えてありまして、その分を協力して管理をしていくということで聞いております。

以上です。

○会長

委員、今の事務局の説明、よろしいですか。

○委員

荒れ地にならないように、よろしくをお願いします。

○会長

よろしく願いしておきます。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この7件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番から8番までの7件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「海苔資材置場」の案件で、申請人は、海苔養殖業を営んでいますが、資材置場が手狭となってきたことから、申請地を海苔資材置場とシたく申請されたものです。

委員から、申請地へのコンポーズの搬入経路についての質問があり、地元委員から、北側の宅地内を通行する旨、通路幅についても問題ない旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページ及び17ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

2・3

○会長

審議番号2番及び3番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「住宅の敷地拡張」の、見直しによる農振除外を経た案件で、申請人は代々、農業を営んできましたが、今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の、見直しによる農振除外を経た案件で、申請人は農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題

ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定

しました。

次に、議案書18ページから21ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10

○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から10番までの10件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、農業用倉庫への通路が農地であることが判明したため、適法化したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号2番から5番までの4件は、転用目的が「建売分譲住宅」及び「貸資材置場」の案件で、一体的に造成されることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

審議番号2番から4番までの3件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、申請地は、県道付近で、交通の便が良く、住環境が良いため適地と判断し、申請されたものです。

審議番号5番は、転用目的が「貸資材置場」の案件で、申請人は、宅地建物取引業を営んでいますが、子会社の事業拡大に伴い、現在の資材置場が手狭となったため、申請地を資材

置場として整備し、貸し出したく申請されたものです。

建売分譲住宅の案件について、委員から、譲受人所有となる南側の開発道路について、周辺住民の通行を制限することはないか確認したところ、申請人より、通行の制限をしない旨の説明がありました。

また、委員から、分譲住宅地内のごみ置き場について、市道出入口付近に設置できなかったのか確認したところ、申請人から、市担当課との協議の結果、現在の計画地に決定した旨の説明がありました。

さらに、委員から、公園の管理について確認したところ、申請人から、公園は、住宅購入者で管理することになり、そのことを事前に説明し、理解してもらった上で購入してもらうとの回答を得ました。

また、委員から、開発道路から南側市道への出入口付近の安全対策について確認したところ、申請人から、地元と協議しながら対策を講じていく旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、いずれも、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、いずれも、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「遊覧飛行発着場（一時転用）」の案件で、申請人は、航空運送事業を営んでいますが、佐賀バルーンフェスタの開催期間中に、来場者を対象としたヘリコプターによる遊覧飛行を実施したく、一時転用申請されたものです。

委員から、毎年、一時転用申請の出される農地だが、それ以外の期間は、農地として耕作されているか確認したところ、地元委員から、きちんと耕作されている旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されていることから、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当

するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、県道に面しているため、通勤や通学の利便性が良く、住環境も良いため適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地東側の水路との境界にフェンスが設置されるか確認したところ、申請人から設置する旨の回答を得ました。

また、委員から、水路を挟んで南東側の宅地の樹木が申請地に越境しており、その取扱いについて確認したところ、申請人から、まだ宅地の地権者とは交渉していないが、承諾が得られれば、伐採したい旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「海苔資材置場」の案件で、申請人は、海苔養殖業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、借りている資材置場が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

委員より、申請地東側の空き家の取扱いについて確認したところ、事務局より、今後空き家を利用する予定はなく、また、撤去する予定もないとの説明を申請人から受けているとのことでした。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号9番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調

査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に医療施設や教育施設があり、住環境がよいため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、同時利用地の宅地の帰属について質問したところ、申請人より、住宅購入者の共有となり、管理も共同で行う旨の説明がありました。

また、委員から、申請地から県道への出入は見通しが悪く、カーブミラーの設置は行わないか確認したところ、申請人より、設置する方向で検討している旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号10番は、転用目的が「分家住宅」の案件で、申請人は、現在、実家に居住していますが、今般、住宅の建設を計画したところ、申請地は、実家に近く、適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地北東側の道路の幅員が狭いため、通行に支障が出るのではないかと質問したところ、事務局より、接道は北東側の道路だが、主な出入りは西側からになるため、通行に支障はない旨の説明を申請人から受けているとのことでした。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この10件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号2番から5番までの4件については、転用目的が「建売分譲住宅」及び「貸資材置場」の案件で、一体的に造成されるものとして申請されたものです。

そこで、この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番から5番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書21ページから25ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

11～23

○会長

審議番号11番から23番までの13件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号11番は、転用目的が「駐車場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

申請人は、建設業を営んでいますが、駐車場が手狭となったため、敷地を拡張したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号12番は、転用目的が「分家住宅」の案件で、申請人は、現在、借家に居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、住宅の建設を計画し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号13番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、病院や学校にも近いことから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地西側水路の護岸について確認したところ、申請人から設置予定のコンクリート杭柵は開発許可の基準を満たすように設計しているため、問題ない旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号14番から16番までの3件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、県道に近接し交通の便が良く、下水道も整備されていることから住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地西側里道について確認したところ、申請人から、現時点では地元から要望があっていないため、張りコンクリートなどは計画していない旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号17番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、借家に居住していますが、子どもの成長に伴い、手狭になったため、住宅の建設を計画し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農カの（イ）と決定しております。

審議番号18番は、転用目的が「太陽光発電設備」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、日当たりが良く、周囲に日照の妨げとなる建物もないことから適地と判断し、申請されたものです。

委員から、今後の除草管理について確認したところ、申請人から、防草シートはせず、最低でも1年に2回は草刈りをするにしているが、毎月巡視し、適宜草刈りをして、周囲に迷惑がかからないようにする旨の回答を得ました。

また、委員から、申請地南側里道の管理について確認したところ、地元と協議して要望があれば草刈り管理したい旨の回答を得ました。

さらに、委員から、申請地の雨水排水について確認したところ、申請人から、申請地西側及び東側の既存の排水口から塩ビ管を通じて水路に排水する計画である旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号19番及び20番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、県道沿いで、交通の便が良く、住環境が良いことから住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地南側に残る農地について確認したところ、申請人から、当初は開発計画に含めていたが、地権者との協議が整わず、申請地南側農地を含めた開発を断念した旨の回答を得ました。

また、委員から、申請地南西側河川との境界について確認したところ、申請人から河川との境界は既設ブロックの法尻になるが、分譲地と河川の間管理用道路を設置し、完成後は市へ寄付する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号21番は、転用目的が「和紙工場」の、農振除外を経た案件、審議番号22番及び23番はそれに伴う「排水管理設工事（一時転用）」の案件で、一体のものとして申請されてい

ることから、一括審議・一括採決とし、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、和紙の製造及び販売業を営んでいますが、現在利用している工場が土砂災害により被災したため、工場の移転を計画したところ、申請地は県道沿いで交通の便が良いため適地と判断し、申請されたものです。

委員から、雨水の排水先について確認したところ、申請人から、新設の溜枘から暗渠管を通じて申請地東側水路と申請地西側の既設U字溝に排水する計画である旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、審議番号22番及び23番については農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

審議番号21番の農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号22番及び23番の農地区分は、「市町村が定める農業振興地域 整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この13件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号11番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号13番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号13番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号14番から16番までの3件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号14番から16番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号17番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号17番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号18番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号18番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号19番及び20番の2件について

は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

事務局にお訪ねします。審議番号19番と20番についてですけど、この申請者ですが、建売分譲住宅の申請を南部と北部の2ヶ所に申請されております。合計面積が5,000平米をはるかに超えるんですけれども、1ヶ所で5,000平米を超えなければ何箇所でも申請できるんでしょうか。50戸連たんと思いますが、面積について説明をお願いします。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

50戸連たんの開発許可は、1件の申請で5,000平米までとなっておりますので、南部の案件、こっちの北部の案件というのをそれぞれ申請されておりますので、開発許可の分についても問題ありませんし、農地転用の分についても2件同時というのは問題ないということになっています。

以上です。

○会長

委員、今の事務局の説明、よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号19番及び20番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号21番から23番までの3件については、転用目的が「和紙工場」及び「排水管理設工事（一時転用）」案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号21番から23番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書26ページ及び27ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

1・2・3・4・5

○会長

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から5番までの5件を議題

とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から5番までの5件：22,917㎡について調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この5件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この5件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この5件については、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から5番までの5件については、計画どおり承認することに決定しました。

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

6・7・8

○会長

次に、審議番号6番から8番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号6番から8番までの3件：5,016㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

この議案書の中に対価と書いてありますが、今までもずっと対価については記入されていなかったと思いますけれども、これは書くべきものではないかなと思いますけれども、書くべきものではないなら、ここに対価と入れなくてもいいのじゃないかなと思っておりますけれども、その辺、事務局いかがでしょうか。

○会長

事務局。

○事務局

私も長年、この所有権移転の案件に携わってきておりますけど、この対価にこれまで何か記入をしたことはございません。実際、何を入れるべきかもちょっと詳細に分かりませんけれども、意味がない項目ということであれば削除も検討すべきかなと思いますので、今後、事務局の方で検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○会長

委員、今の事務局の説明、よろしいですか。

○委員

はい、よろしく申し上げます。

○会長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件については、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番から8番までの3件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書28ページから52ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

1～102

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号1番から102番までの102件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から102番までの102件

新規 5件： 48,860㎡

更新 97件： 642,443.58㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要

件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この102件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この102件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この102件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から102番まで102件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書52ページから57ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

103～124

○会長

審議番号103番から124番までの22件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

103番から124番までの22件

新規 7件： 30,368㎡

更新 15件： 76,761㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この22件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この22件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この22件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号103番から124番までの22件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書58ページから60ページまでをお開きください。

第7号議案 非農地通知について

1～13

○会長

第6号議案 非農地通知について、審議番号1番から13番までの13件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番から13番までの13件について、地元農業委員及び推進委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この13件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この13件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この13件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から13番までの13件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書61ページから65ページまでをお開きください。

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

1～13

○会長

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番から13番までの

13件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、除外目的が「分家住宅」の案件です。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、現在、家族と借家に居住していますが、農業を営む実家の手伝いをしたいと思い、分家住宅の建設を計画し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号2番は、除外目的が「貸工場敷地の拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、機械製造業を営む事業所に工場敷地を貸していますが、今般、既存敷地内に新工場を建設するに当たり、不足する駐車場敷地を確保したく申出されたものです。

委員から、今後、転用許可を出すまでの間も申出地での耕作は可能か確認したところ、農業振興課から、実際に耕作されるかは確認の必要があるが、耕作すること自体は問題ない旨の回答を得ました。

これに対し、委員から、今後もきちんと農地として管理するよう申出人に伝えて欲しい旨の意見が出されました。

その他、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適す

るもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の d と決定しております。

審議番号3番は、除外目的が「住宅の敷地拡張」の案件です。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、実家に居住していますが、今般、土地の調査をしたところ、住宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく、申出されたものです。

委員より、申出人は農家ではないが、青地で住宅の建設を目的とした申出をしても問題ないのか確認したところ、農業振興課より、今回の除外目的は、住宅の建設ではなく、既存敷地の拡張となるため、農家でなくても申出できる旨の説明がありました。

その他、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申出地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の d と決定しております。

審議番号4番及び5番の2件は、除外目的が「認定子ども園の敷地拡張」の案件で、一体的に造成されることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などから、申出人は、認定子ども園を運営していますが、別の子ども園と合併することになり、手狭になるため、敷地の拡張を計画し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などによると、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）の a。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号6番は、除外目的が「漁家住宅の敷地拡張」の案件です。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、海苔養殖業を営んでいますが、事業拡大に当たり、現在の倉庫・作業スペースでは手狭になるため、敷地の拡張を計画し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号7番及び8番の2件は、除外目的が「農家住宅」及び「農業用倉庫」の案件で、一体的に造成される計画であるため、一括審議・一括採決としました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、農業を営んでいますが、自宅の敷地、及び農業用倉庫が、有明海沿岸道路事業の収用の対象となり、移転を余儀なくされたことから、所有農地に近い申出地を適地と判断し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、ともに、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

審議番号7番の許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のc。

審議番号8番の許可基準は、「農業用施設」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号9番は、除外目的が「農家住宅」の案件です。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、農業を営んでいますが、自宅の敷地が、有明海沿岸道路事業の収用の対象となり、移転を余儀なくされたことから、所有農地に近い申出地を適地と判断し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号10番は、除外目的が「海苔資材置場」の案件です。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、海苔養殖業を営んでいますが、資材置場が不足しており、作業効率が悪くなっているため、新たに資材置場を増やすことを計画し、既存の作業場に近い申出地を適地と判断し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号11番は、除外目的が「分家住宅」の案件です。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、現在、妻子と実家に居住していますが、子どもが生まれ、実家では手狭になったため、実家に隣接している申出地を適地と判断し、分家住宅の申出をされたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等につ

いて問題ないことを確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市役所の支所から概ね300m以内の農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（b）のiii。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号12番は、除外目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件です。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、住宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申出地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号13番は、除外目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、農業の傍ら、建設業を営んでいますが、農業用資材置場及び建設業用資材置場が不足しているため、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この13件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号4番及び5番の2件については、除外目的が「認定こども園の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申出されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番及び5番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号7番及び8番の2件につい

ては、除外目的が「農家住宅」及び「農業用倉庫」の案件で、一体的に造成されるものとして申出されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番及び8番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号11番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号13番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号13番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書65ページから68ページまでをお開きください。

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

14～22

○会長

審議番号14番から22番までの9件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号14番は、除外目的が「携帯電話無線基地局」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、電気通信事業を営んでいますが、安定したサービスを提供するため携帯電話無線基地局の新設が必要となり、申出されたものです。

その他、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準については、農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条第14号により、許可不要と決定しております。

審議番号15番は、除外目的が「通路」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、申出地北側に住宅を所有していますが、道路に接道していないため、申出地を通路として利用したく、申出されたものです。

その他、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該

当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号16番は、除外目的が「農家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、実家に家族と居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、農家住宅の建設を計画し、申出されたものです。

その他、代替性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号17番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、現在、借家に居住していますが、手狭であるため、分家住宅の建設を計画したところ、申出地は実家に近いため適地と判断し、申出されたものです。

その他、代替性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号18番は、除外目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は農業を営んでいますが、家族が多く駐車場が不足しているため、車庫の建設を計画し土地の調査をしたところ、住宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申出されたものです。

その他、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申出地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、承認相当と

判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号19番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、現在、借家に居住していますが、手狭になってきたため、住宅の建設を計画したところ、申出地は実家に近いため適地と判断し、申出されたものです。

その他、代替性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号20番及び21番の2件は、除外目的が「農家住宅」及び「農業用倉庫」の案件で、一体的に造成される計画であることから、一括審議・一括採決としました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、農業を営んでいますが、県道の拡幅工事に伴い住宅の移転を余儀なくされたため、農家住宅と農業用倉庫の建設を計画し、申出されたものです。

その他、代替性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、ともに「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準も、ともに「農業用施設住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、

甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号22番は、除外目的が「携帯電話無線基地局」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、電気通信事業を営んでいますが、安定したサービスを提供するため携帯電話無線基地局の新設が必要となり、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準については、農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条第14号により、許可不要と決定しております。

以上のことから、この9件については、申出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号14番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号14番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号15番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号15番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号16番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号16番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号17番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号17番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号18番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号18番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号19番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号19番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号20番及び21番の2件については、除外目的が「農家住宅」及び「農業用倉庫」の案件で、一体的に造成されるものとして申出されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号20番及び21番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号22番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号22番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書69ページをお開きください。

第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出

1・2・3

○会長

第8号議案 農振法第10条の規定による変更申出、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から3番までの3件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りいたします。

この3件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を集結し、これより採決します。

この3件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申出どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和4年10月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和4年10月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前11時17分 閉会